

金庫内
三猿文庫街

平市公報

第五號

昭和十三年八月十五日

勅語

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年 朕カ勇武ナル將兵果敢力闘戦局其ノ歩ヲ進メ朕カ忠良ナル臣民協心戮力銃後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尚スル所ナリ

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非スンハ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムヘカラス日支ノ提攜ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ擧グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ擧ケテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

內閣告諭

本日支那事變勃發一周年に當リ聖慮宏遠圖ラズモ優渥ナル勅語ヲ拜ス洵ニ恐懼感激ノ至ニ堪ヘザルナリ
恭シク惟フニ抗日容共政權ノ墳滅ヲ圖リテ日支ノ提攜ヲ固クスルハ即チ東亞ノ安定ヲ確保シ延ヒテ世界ノ平和ニ寄與スル所以ノ道ナリ
事變ノ前途ハ尙遠シナリ此ノ時ニ當リ朝野一體堅忍持久ノ態勢ヲ整ヘ凡百ノ施策ハ國家ノ總力ヲ擧ゲテ事變ノ目的ヲ達成スルニ集中シ盡忠報國ノ一念以テ萬難ヲ排シ聖慮ニ應ヘ奉ラムコトヲ期セザルベカラズ是レ本大臣ノ切ニ全國民ニ望ム所ナリ

昭和十三年七月七月

內閣總理大臣 公爵 近衛 文 麿

平市立學校體育運動設備使用規則

(昭和二三、八、三日議決)

- 第一條 男、女青少年團體、在郷軍人會、體育團體又は官廳、會社、銀行工場等の職員、従業員を以て組織する俱樂部其の他適當と認むる團體は體育運動獎勵の爲本規則の定むる所に依り本市立學校の體育運動設備の使用を爲すことを得
- 第二條 本規則に於て體育運動設備と稱するは屋外体操場、屋内体操場、武道場、プール及運動用器具、機械の類を謂ふ
- 第三條 本規則に依る體育運動設備使用の時限は日出後日没前とす、但し特別の事由あるときは此の限に在らず
- 第四條 體育運動設備の使用に關しては使用料を徴收せず
本規則に依り體育運動設備を使用する團體は其の設備使用の際名義の如何を問はず入場料又は之に類似の金錢を徴收することを得ず
- 第五條 市立學校の體育運動設備を使用せんとするときは團體代表者は左記事項を具し市長の許可を受くべし、但し願書は當該學校長を経由すべし
- 一、使用の目的
 - 二、使用の日時
 - 三、設備の種類及程度
 - 四、參加團體員の種類及豫定人員並に役職員、體育運動指導者の員數
 - 五、其の他學校長に於て必要と認めたる事項
- 第六條 第一條に規定する團體聯合して市立學校體育運動設備を使用せんとするときは各參加團體は設備使用責任の負擔團體を協定し其の團體代表者に於て前條の手續を履行すべし
- 第七條 市立學校の體育運動設備を使用する團體は團體の規律、統制を保持する爲必ず體育運動指導者を設定して其の訓練を適正ならしむべし
- 第八條 團體の役職員は應援者及觀覽者取締の責に任じ且必要ある場合は整理員を設置して場内の整理を實施すべし
- 第九條 市立學校體育運動設備の使用は學校の放課後又は休業日等學校の授業若は諸行事に支障なしと認むる場合に限り
- 第十條 市立學校の體育運動設備使用團體は許可を受けたる目的以外に之を使用することを不得
- 第十一條 市立學校長は市長の指揮を受け體育運動設備使用團體に對し設備使用上の指示又は注意を爲し若しくは設備使用の變更を命ずることを得
- 第十二條 市長は體育運動設備の使用許可後と雖教養上必要ありと認むるとき又は公益を害する虞れありと認むるとき、若しくは本規則に違反すると認めたるときは設備の使用を一時停止し又は其の許可を取消すことあるべし
- 第十三條 體育運動設備の使用に因り市立學校の設備に對し損害を與へたるときは使用者は之を賠償すべし
- 第十四條 市立學校體育運動設備の使用を終りたるときは使用者は直ちに其の設備を整理し學校長に返還すべし
- 第十五條 市立學校長前項の設備返還を受けたるときは其の整理狀況を調査し設備の損傷又は亡失の事實を發見したるときは直に使用者をして修繕又は補償せしむべし

附 則

本規則は昭和十三年八月十五日より之を施行す

第四小學校々舎増築落成

校舎及講堂増築工事竣工に付七月十五日午後一時より落成式を舉行し終て學區内有志より成る協賛會の祝賀宴を催ふしたり、多年の懸案たる本校舎設備も愈完備し面目を一新したり、當日市長式辭及工事報告左の如し

式 辭

市立第四尋常高等小學校々舎増築工を竣へ本日落成式を擧ぐるに當り來賓各位の貴臨を忝ふしたるは小職の最も欣幸とする所なり

抑教育は國家の大本にして百般の事業基礎を此に措かざるなし故を以て明治天皇教育の制を布き給ひてより文運日に月に隆盛の域に達し邑に不學の徒郷に不識の輩なく洵に昭代の盛事たり

我が平市は昨昭和十二年六月一日平町及平窪村を合併して市制を實施し其の圓滿なる發展の礎石を築き先づ第一に教育施設の完備を企圖せり、即ち舊平窪村にありては就學兒童年と共に激増したるも校舎の規模狭小にして教育上遺憾の點尠からざるものあり、従つて之が増築整備は多年の要望にして又合併の一條件たりしを以て市制施行後直に之が調査に着手し隣接地の買収を行ひ三教室及講堂新築を計劃し市會萬場一致の賛同を得て本年二月二十日工を起し爾來銳意督勵を加へ一面市民の熱誠なる援助と請負當事者の犠牲的貢獻とに依り茲に竣成を告ぐるに至り將來育英學習に大なる利便を加へたるは洵に本市の盛事にして市民と共に慶祝措く能はざるところなり

今や校舎新に成りて修學其の處を得意氣頓に振ふ、然れども校舎の設備は形骸にして教育内容は其の精髓たり、職を本校に奉ずる者よく、聖旨を奉體し我が國現下の重大時局を深く認識し協心戮力以て兒童教育に最善の力を盡し形骸をして單なる形骸たらしめず一意匪勉校運の隆昌を圖り市民の眞情に應へて國民教育精髓發揮に努めざるべからず、兒童諸子亦千挫屈せず百折撓まざるの精神を以て致々學を勉め以て忠信孝悌の大道を明かにし上は至尊の高恩に酬ひ奉り下は本校の聲譽を揚げられんことを聊か所懐の一端を諗げて式辭とす

昭和十三年七月十五日

平市長 從五位勳五等 青 沼 鋒 太 郎

工 事 報 告

平第四尋常高等小學校増築工事は昭和十二年九月一日豫算額金壹萬五千圓を以て二階建校舎並講堂の増築を市會の協賛を経直ちに設計に着手したるも敷地の關係に依り設計の變更を必要とするに至り再三委員會の審議を重ね今年十二月四日市會に於て平家建に變更全十二月十日之に要する敷地四三七坪を隣地主馬目太平治氏の奉仕的讓渡に依り金九百圓を以て購入し、昭和十三年二月十日三教室一棟、講堂一棟及便所一棟、此の延建坪一八六坪三合三勺の建築請負競争入札を執行したり、然るに三回の入札共に豫定價格を超過せるを以て最低入札者たる堀江工業株式會社と金壹萬二千五百九拾圓を以て又附帶基礎工事も同人に金六百參圓を以て隨意契約を爲し二月二十日日本工事に着手し又昇降口渡り廊下等の附帶工事拾八坪貳合五勺、工費金七百四拾七圓も同人に請負はしめ爾來銳意督勵を加へ工事の進捗に努めたる結果六月三十日を以て一切の工事竣工を告げ、七月六日増築委員の

竣工検査を行ひ受渡を完了せり、而して本工事計畫以來豫定地の變更及建築様式の改變に伴ひ敷地の買収、地均工事等頗る困難なる事情存したるのみならず事變の影響に依る調材料の騰貴に遭遇し工事遂行上甚だ難事尠からざりしものありしに拘はらず監督技師及増築委員の周到なる監督指導と工事請負者の犠牲的奉仕並に従業員の熱誠なる活動とに依り無事竣功を告げたるは理事者の最も欣幸とする所なり、以上工事の概況を陳べ報告とす

昭和十三年七月十五日

平市助役 伊 藤 秀 吉

兵 事

陸軍簡閲點呼

七月二十六、二十七日の兩日午前七時三十分より第一小學校に於て執行せられ第一日參會を令せられたるもの百六十七名内不參者十三名、第二日參會を令せられたるもの九十五名不參者三名を出せるは遺憾なり、執行官陸軍歩兵少佐松浦孝藏にして同官より事故者を除いては極めて良好の成績を収めたる旨講評ありたり

未入營補充兵教育

昭和十三年度第一期未入營補充兵教育修了者に對し七月三十日午後三時より第一小學校に於て修了證書並精勤證書授與式を舉行せり

市葬執行

故陸軍歩兵伍長半谷壽長氏の市葬は七月十三日、故陸軍歩兵上等兵大久保善八郎氏の市葬は八月一日午後一時より、前例に倣ひ第三小學校講堂に於て青沼市長司祭者となり野崎委員長、蓮沼、藤田、山崎、伊藤副委員長、市葬係員夫々分擔盛大裡に執行せらる、式場には各部隊長代理、聯隊區司令官、縣知事、市名譽職、官公衛長、各種團體を始め一般市民、中、小學生等多數參列、所定の順序により野崎委員長開式を宣し一同英靈に對し拜禮の上神式、佛式に移り市長の祭文、三陸軍長官の代拜、知事代理を始め其の他遂次弔詞、玉串奉奠、燒香、遺族の玉串奉奠、燒香あり、弔電朗讀一同拜禮、市長の挨拶、遺族の謝辭、次て伊藤副委員長の閉式の辭にて午後三時悲しみの盛儀は嚴肅裡に終了せり

慰問袋發送

七月十日協議會を開き慰問袋募集方法を定め所期の通り三百八十個を募集し之を十六棚に分詰し八月一日遲滞なく所定の部隊へ發送を終了せり

地方馬検査

八月二日午前七時より第二師團地方馬検査を磐城中學校運動場にて執行せらる、出場馬數百六十六頭の内事故馬二頭を除き全部出場受檢せり、内飼養管理優秀なるを以て表彰されたる者松崎源吉、吉村留吉、高橋義惠、猪狩藤太郎、今野熊治、林由裕、福田清次郎、鎌田務平、吉田庄一、佐藤忠之助の多數に上り優良の成績を示せり

社 會 課

戰病死者遺族及應召出征並現役兵家族慰問

平市軍事後援會は市役所吏員始め方面委員及各種婦人團體の協力の下に十七班に分ち八月五日午前九時より戦病死者遺族、應召出征並現役兵家族全戸を歴訪して慰問せり

戦病死者慰問

八月九日は舊盆十四日に相當せしを以て青沼市長は各課長を帶同藤田聯合分會長と共に市内戦病死者遺族全戸を歴訪親しく英靈に對し冥福を祈ると共に遺族を慰めたり

防空訓練の實施

何時如何なる場合防空下令あるやも圖られざる急迫せる現下の情勢にありては國民防空施設の強化を必要と認められ、來る九月十二日より十六日迄五日間關東、東北、北海道一圓に亘り防空訓練を實施すること、定られたり、而して今次の訓練は全く軍防空に即應して實戰的訓練をなすものなるを以て其衝に當らる、市民各位は眞に敵機の空襲を受けたる考を以て防護に努められんことを希望す

應召出征軍人遺家族縫製作業に就て

平市社會事業助成會授産場は平陽女學校教室に教室を借受け六月二十八日開始し全くミシンに經驗なき軍人遺家族を指導し七月四日より作業に着手したり

(八月十一日現在)

- 一、現在指導員 四人
- 一、現在就業人員 三七人

一、一人一ヶ月最高收得金 約九圓
 一、同最低收得金 約二圓

七月中文書收受發送數

學務	工務	社會	產業	戶籍	兵務	財務	合計
收受數	三四二	一三一	八三	一八三	一三七	二五七	二、二五二
發送數	三一	三一	三一	三一	三一	三一	二、四八六
計	六五三	四五二	一七一	三九六	六四四	四七〇	四、七三六

七月分戸籍及寄留件數

出生	死亡	婚姻	離婚	其他	計
本籍	五二	三四	二八	四一	一五七
非本籍	二四	一八	三	一	四六
計	七六	五二	三一	四二	二〇三

平市生産總覽

縣統計報告規程に依り調査報告したる昭和十二年に於ける本市生産は總價額五百四萬四千五百九拾九圓にして

住所寄留	三八	戸籍謄本	二二一件
出寄留	三五	閱覽	一七
計	七三	證明	二
		計	二三〇
		寄留謄本	二〇
農産	四一九、三六五圓		
水産	三〇、七〇〇圓		
工業産	四、五一二、七二七圓		
林産	七、九九八圓		
畜産	七三、八〇九圓		
合計	五、〇四四、五九九圓		
一人當	八七三、八三〇錢		
一戸當	一五三、七七〇錢		

昭和十二年度部落協議費調

區内	一六、三九七、〇〇〇	町内	一三七、〇〇〇
寄附金	五四八、〇〇〇	雜收	四四三、〇〇〇
其他	一、五八〇、〇〇〇	計	一九、一〇五、〇〇〇
區内	一、〇八二、〇〇〇	町内	一、六六四、〇〇〇
衛生	一、八六八、〇〇〇	警察	二、六五九、〇〇〇
神社	六三三、〇〇〇	寺院	六〇九、〇〇〇
勸業	一、〇〇一、〇〇〇	事務	五四四、〇〇〇
會議	六七九、〇〇〇	水利	二、四四六、〇〇〇
水街	五、九〇六、〇〇〇	其他	一九、〇九一、〇〇〇
其他	三〇〇強に當る	計	一、〇八二、〇〇〇
協費	一、〇八二、〇〇〇	支	一、〇八二、〇〇〇
協議費	一、〇八二、〇〇〇	出	一、〇八二、〇〇〇
支出	一、〇八二、〇〇〇	協費	一、〇八二、〇〇〇
協費	一、〇八二、〇〇〇	支	一、〇八二、〇〇〇
支出	一、〇八二、〇〇〇	出	一、〇八二、〇〇〇

貯蓄週間中設立組合

國民精神總動員貯蓄報告週間實施に就ては前號所載の如く關係者協議の上其の實績を擧ぐるに努力せる結果同期間中設立せられたる組合數金額左の如く、尙期間後に於ても設立増加を見つつあるは喜ぶべき現象なり

組合數 三九四、
金額 三、〇一〇、五五
人員 三、〇五一

經濟戰強調週間實施

八月十五日より二十一日迄一週間標記強調週間實施に就ては八月五日付各區長に通知周知徹底を圖りつゝあるも一致協力左記要目の實行に努め其の實績を收められたし

- イ、物資の消費節約
- ロ、物資の活用
- ハ、廢品の回收
- ニ、貯蓄の實行
- ホ、生活の刷新
- ヘ、物價騰貴抑制に對する協力
- ト、生産の増進

平市役所消費節約實行要目

(昭和二三、七、三〇)

一、紙類節約實行項目

(一) 消費の制限(目標は既往實績の三割減)

イ、用紙封筒包裝紙類

1 濫用防止

各係に於て趣旨徹底に努め各自自制すること

イ、完全使用爲すこと(半截紙の使用)

ロ、行數の増加、端行の繰入を考慮すること

ハ、天地の餘白を縮少すること

ニ、敷次使用の工夫に努むること

ホ、市内往復文書にして事輕易なるものは封筒、包裝紙を使用せざることを(例之は區長への周知、軍人の出發歸郷通知等)

ヘ、努めて二重封筒の使用を避くること

ト、封筒は出來得る限り裏返利用をなすこと

チ、表紙、奉書紙は差支なき限り代用紙を用ゆること

2 紙質の低下及再生用紙の使用

會計係に紙類の購入を請求する場合は別段の支障なき限り紙質に條件を付せざること

3 保管使用の注意に付ては各係に於て趣旨徹底に努め各自自制すること

ロ、刊行物又は印刷物

1、紙質を低下すること

2、頁數の減少に努むること

3 小活字を使用し行數を増加すること

4、部數を最少限度に止むること

5、重復を避け統合を計ること

6、刑行の中止及制限を爲すこと

(二)

回収

文書、圖書其の他印刷物整理廢棄等に依り再生紙原料の回収に努

二、備品新規購入中止
備品は職員増置等に伴ふ止むを得ざる場合の外可成新規購入を爲さざることを

三、通信費の節約實行

通信費は支那事變勃發以來著しく増加し既定豫算にては經理困難の實状にあるを以て左記各項の實行に依り極力節約に努むること

- 1、同一ヶ所への文書は努めて取纏め發送すること
- 2、簡單なるものは可成ハガキを用ゆること
- 3、緊急を要する文書は急速處理に努め速達郵便電報電話を避くること

時局對應實施事項

平市廳員申合 (七月十六日)

- 一、常に衛生に注意して家族の健康保持明朗生活に努力すること
- 二、毎日正午前庭に集合出征將士の武運長久の一分間黙禱をなしラヂオ體操を行ふ
- 三、毎月五日の日午後四時より廳舎内各係にて全員各自受持區域の掃除を行ふ
- 四、常に服務規律を遵守し時間の勵行事務能率増進工夫改善に努むること
- 五、衣服(和洋服、ワイシャツ)帽子、洋傘靴等の新調は萬止むを得ざるものゝ外は此際見合はすこと
- 六、帽子は前年のものを使用すること止むを得ざる時は成るべく低廉のものとし或は使用せざるも差支なきこと
- 七、靴を新調するときは成るべくゴムソック等の製品とすること

- 八、儀式以外は夏足袋の使用を廢止すること
- 九、ネクタイ廢止開襟シャツ着用差支なきこと
- 一〇、下駄履通勤差支なきこと、但し事務室に於ては上草履を使用すること
- 一一、家庭並勤務先に於ける食事は少くとも毎週月曜日は一菜主義を實行すること

三、問食は出来る丈け節約すること

- 一三、來客に對する茶菓子成るべく廢止すること
- 一四、喫煙及晚酌は努めて節約し成るべく廢止すること
- 一五、日用品は努めて現金買を勵行すること

一六、廳員相互の中元歲暮等の贈答を廢止すること

- 一七、冠婚葬祭費の節約を斷行し慶弔に關する贈物に對しては返禮を廢止すること
- 一八、廳員間の宴會を廢止すること
- 一九、電燈は定額使用のものと雖使用後の消燈を怠らざること
- 二〇、水道の使用量を節約し水を浪費せず使用済の際蛇口の閉鎖に注意すること

三、廢品、不用品の整理活用方法を講じ利用の途なきものは賣却して貯蓄に充當すること

- 二一、暑中見舞、寒中見舞、年賀狀の類を廢止すること
- 二二、努めて借財せざる様留意するは勿論他人の保證を爲さざること
- 二三、家計簿を備へ豫算生活を勵行すること
- 二四、愛國貯金は別に定むる規約により實行す

ラヂオ體操會

國民精神總動員の趣旨に則り心身を鍛鍊して旺盛なる精神力と強靱なる身

体を育成し以て銃後國民の責務を全うせんとの趣旨を以て内閣情報部國民精神總動員部會の決定により政府總掛りの下に國民心身鍛鍊運動を實施相成る旨厚生、文部兩次官よりの通牒に基き本市に於ては八月一日より左記の會場に於てラヂオ体操會を實施し大なる効果を收めつゝあり

市役所

(七月廿一日より正午)
(中)

(年)

片倉青年學校

第一小學校

第二小學校

第三小學校

警察署

土木出張所

字一丁目

字長橋町

八月一日より
同廿日まで
午前六時

(八月一日より同廿一日まで午前五時)

辭令

昭和十三年七月三十一日

書記補ヲ命ス、月俸參拾八圓給與

學務課學務係ヲ命ス

吉田久壽

書記補 吉田久壽

市參事會

昭和十三年七月十六日開會附議事件左の如し

平市公報 第五號 昭和十三年八月十五日 (毎月一回十五日發行)

市會

昭和十三年七月三日開會附議事件左の如し

- 一、昭和十三年度平市歳入歳出更生豫算の件
- 一、寄附採納の件
- 一、特別稅戶數割に關する訴願結果報告の件
- 一、昭和十三年度平市歳入歳出更生豫算の件
- 一、市立學校体育運動設備使用規則の件
- 一、教員慰勞金給與の件
- 一、寄附採納の件

委員會

- 七月十一日 方面委員會
- 七月十四日 公會堂委員會
- 七月十八日 土木委員會
- 七月二十九日 方面委員會
- 七月三十一日 學務委員會
- 八月三日 商業學校建築委員會
- 商業學校建築委員會

廳中記事

七月十一日 半谷伍長市葬協議

七月十三日 第三小學校に於て市葬執行 (記事参照)

七月十五日 第四小學校々々増築公堂落成式舉行 (記事参照)

七月十六日 廳員時局對應協議會 (申合事項参照)

七月二十一日 本日より廳員ラヂオ体操實施す

七月二十七日 名譽の陣歿者大久保上等兵遺骨午後四時四十八分平驛着無言の凱旋せらる、青沼市長、市會議長、名譽職員官衙、學校長、軍人分會、青年團、各種婦人團體員、其他多數出迎へたり

七月二十九日 警城高等女學校第三、四年生五百名正木校長外職員引率指導の下に松ヶ岡公園内及忠魂碑前の清掃奉仕ありたり

七月二十九日 各種婦人團體幹部會合事變下對應申合をなす

七月三十日 廳中各課長、主任會に於て主として紙の節約協議をなす (記事参照)

八月一日 未教育補充兵神谷村射撃場に於て實彈射撃演習舉行

八月四日 第三小學校に於て大久上等兵市葬執行 (記事参照)

八月九日 村社北野神社例祭に付草野課長、鈴木書記參向す

八月九日 九日より五日間水戸歩兵第二聯隊將兵演習行軍の途次當市通過 (市役所庭前休憩) に付市及赤十字委員部、愛國婦人會、國防婦人會、田町鷺チエ方藝妓一同より「アイスクリーム」を贈り將士の勞を稿へたり

昭和十三年八月十五日

發行人 平 市 役 所
發行兼所

福島縣平市長橋町三五番地

印刷者 川 崎 文 治

福島縣平市長橋町三五番地

印刷所 常磐毎日印刷株式會社

電話 六三〇番